

令和3年度 定例報告に係るFAQ

[訪問看護ステーション]

Q1：なぜ、自主点検を行うのですか。

A1：届出している訪問看護ステーションの基準については、届出の内容と異なった事情が生じた場合には遅滞なく変更の届出を行う必要があります。

定例報告においては、7月1日時点の届出の内容について自主点検をお願いするものです。

なお、定例報告時期に限らず、届出の内容と異なった事情が生じた場合には、速やかに変更の届出を行ってください。

参考通知：「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5日付 保医発 0305 第4号)

第3 届出受理後の措置等

1 届出受理後において、届出内容と異なった事情が生じた場合には、指定訪問看護事業者に対して、遅滞なく変更の届出を行わせること。

2～7 (略)

8 届出を行った訪問看護ステーションは、毎年7月1日現在で届出書の記載事項等について、地方厚生(支)局長へ報告を行うものであること。

Q2：「届出を行った訪問看護ステーションは、毎年7月1日現在で届出書の記載事項について、地方厚生(支)局長へ報告を行うものであること」とありますが、訪問看護ステーションの基準の届出を行っていない訪問看護ステーションは報告の必要がありますか。

A2：全事業所が報告の対象となります。

Q3：届出事項について変更(従事者の変更等)が生じていた場合、何か手続が必要でしょうか。

A3：今回の報告書をもって、訪問看護ステーションの基準に係る届出事項の変更届に代えることはできません。別途、速やかに変更の手続を行ってください。

※ 届出事項の変更届は、該当する届出様式(届出書添付書類)を用いて届出を行います。

その際、届出書に「変更の届出」である旨及び「変更の理由」を簡単に記載(例：「従事者の変更」等)していただき、該当する届出様式(届出書添付書類)と共に1部提出してください。

※ 管理者以外の従事者の変更については、「訪問看護事業変更届」が不要となりました。

Q4：報告書はどこへ提出すればよいのでしょうか。

A4：管轄の近畿厚生局各府県事務所(大阪府は指導監査課)あて郵送にて提出してください。

なお、封筒の表面には、朱書きで「定例報告在中」と記載してください。

Q 5 : 定例報告を送付する際に、他の届出書を一緒に送付してよいでしょうか。

A 5 : できる限り別送付としていただくようお願いします。なお、併せて送付される際は送付書等に提出物を記載し、添付していただくようお願いいたします。

Q 6 : 各様式中の「ステーションコード」欄は、どのように記載するのでしょうか。

A 6 : 7桁の指定通知書の番号を記載してください。

Q 7 : 報告書はいつまでに提出すればよいのでしょうか。

A 7 : 事務連絡に記載している令和3年7月30日（金）までに郵送で提出してください。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により各保険薬局において業務の実施に一定の影響が生じている現状を鑑み、やむを得ず報告が遅延する場合は、提出先の各府県事務所（大阪府は指導監査課）にその旨を申し出てください。

Q 8 : 報告書（別紙様式13）を記載するうえで注意する点はありますか。

A 8 : 当該報告書の「[別紙様式13 訪問看護基本療養費等に関する実施状況報告書：記載上の注意]」をよく読んで、ご記載ください。

また、例年の定例報告において、「従業者の職種・員数」及び「訪問看護ステーションの利用者数」欄の記載誤りや記載漏れが見受けられますので、以下を参考にしてください。

◎ 「従業者の職種・員数」欄

- ・ 「非常勤（人）」欄は、常勤換算後の数ではなく、実人数を記載してください。
- ・ 「常勤換算後の総職員数（人）」欄の非常勤看護師等の数については、1週あたりの実労働時間を常勤者の1週あたり所定労働時間で除して得た数となります。

例えば、1週間の所定労働時間が40時間の訪問看護ステーションの場合、次のようになります。

① 常勤看護師（管理者） 1人

② 常勤看護師 1人

③ 非常勤看護師A 1日5時間で週に4日勤務（20時間）

④ 非常勤看護師B 1日4時間で週に3日勤務（12時間）

《 非常勤看護師の常勤換算の算式 》

$$\frac{20 \text{ 時間 (③)} + 12 \text{ 時間 (④)}}{40 \text{ 時間 (1 週間の所定労働時間)}} = 0.8 \text{ 人} \cdots \text{⑤}$$



「※常勤換算後の総職員数（人）」欄への記載は、

$$\text{常勤看護師 2 人 (①+②)} + \text{非常勤看護師 } 0.8 \text{ 人 (⑤)} = \underline{\underline{2.8 \text{ 人}}}$$

※ 他の職種全てにおいても同様に計算し、「※常勤換算後の総職員数（人）」欄にそれぞれ記載してください。

※ 各職種の「兼務」欄は、当該訪問看護ステーションにおける訪問看護業務の他に実施している業務があれば、「兼務」となります。

たとえば、訪問看護ステーションに併設されている入所施設での看護業務などを行っている場合には兼務となりますが、以下のような場合は兼務にはなりません。

- a 当該訪問看護ステーションで介護保険の訪問看護を行っている時間がある。
- b 当該訪問看護ステーションにおける訪問看護に係る管理業務を行っている。

◎ 「訪問看護ステーションの利用者数」欄

- ・ 1 ページ目の「訪問看護ステーションの利用者数」は**本年6月の1か月の実人数**（延べ人数ではありません）を記載してください。（「記載上の注意」の14）
- ・ 4 ページ目の「6. 褥瘡対策の実施状況」の「①訪問看護ステーション全利用者数（全登録者数）」は**本年6月1日時点の全利用者数（全登録者数）**を記載してください。（「記載上の注意」の19）

※ 記載する利用者数の期間（時点）がそれぞれ違いますのでご注意ください。